

令和 2 年度大垣市公営企業会計決算に基づく  
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

大 垣 市 監 査 委 員



監 第 89号

令和3年8月11日

大垣市長 石田 仁 様

大垣市監査委員 田邊 雅範

大垣市監査委員 北野 ひとし

令和2年度大垣市公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度大垣市公営企業会計決算に基づく資金不足比率について審査をしたので、別紙のとおり審査意見を提出します。



# 令和2年度大垣市公営企業会計決算に基づく 資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

令和2年度大垣市公営企業会計決算に基づく次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 大垣市病院事業会計
- 2 大垣市水道事業会計
- 3 大垣市簡易水道事業会計
- 4 大垣市公共下水道事業会計
- 5 大垣市特定環境保全公共下水道事業会計
- 6 大垣市農業集落排水事業会計

## 第2 審査の期間

令和3年7月13日から令和3年8月11日まで

## 第3 審査の方法

審査の実施にあたっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

## 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### <資金不足比率>

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準
病院事業会計	-	-	-	20.0%
水道事業会計	-	-	-	20.0%
簡易水道事業会計	※	※	-	20.0%
公共下水道事業会計	※	※	-	20.0%
特定環境保全公共下水道事業会計	※	※	-	20.0%
農業集落排水事業会計	※	※	-	20.0%

(注)各会計について資金不足額がないため、「-」とし、公営企業会計決算対象外については、「※」と表示した。

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

各会計において資金不足額がないため算定されない。